

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定(中央区戎橋筋・心齋橋筋地域)について(案)

1 これまでの取り組み

平成 18 年度～ 路上喫煙対策事業開始
環境事業局・健康福祉局・危機管理室・消防局の4局(当時)協働で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施

平成 19 年 4 月 1 日 『路上喫煙の防止に関する条例』施行

平成 19 年 4 月 25 日 『路上喫煙対策委員会』開催
『路上喫煙禁止地区』の指定又は変更若しくは解除について、並びに路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について調査審議

平成 19 年 6 月 28 日 『路上喫煙対策委員会』開催 『路上喫煙禁止地区の指定について』(答申)

【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域
- 通行者数比較的多い地域
- 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域
- 明確性を確保できる地域

平成 19 年 7 月 4 日 「路上喫煙禁止地区」指定 御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定

平成 19 年 10 月 1 日 「路上喫煙禁止地区」における過料(1,000円)徴収開始

平成 20 年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が支援や協働し、地域社会におけるマナー意識を高め安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取組み

平成 24 年 12 月 21 日 『路上喫煙対策委員会』開催 『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(諮問)

平成 25 年 6 月 11 日 『路上喫煙対策委員会』開催 『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(答申)

【大阪市路上喫煙対策委員会答申】

- 駅周辺や通行者数比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。
- 禁止地区の区域(範囲)については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。

平成 27 年 2 月 1 日 都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始

2 「路上喫煙禁止地区」の指定にかかる手続き

- ① 区長が路上喫煙禁止地区を選定
 - ・地元、関係団体への説明及び調整
 - ・「区政会議」などに諮り、区民・事業者の意見をまとめる。
- ② 大阪市路上喫煙対策委員会の開催(関係局:環境局・健康局・危機管理室・消防局・当該区役所)
 - ・「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について(諮問)
- ③ パブリックコメントの実施・集約
- ④ 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について答申後、告示
- ⑤ 路上喫煙禁止地区指定(過料徴収)

3 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について(案)の考え方(中央区 区政会議 H29.12.5)

近年、大阪には多くの外国人観光客が訪れています。このような状況のもと、国際観光都市大阪として、そのイメージアップを図るうえで路上喫煙対策は非常に重要な施策とされています。

これまで各商店街は「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体を中心に路上喫煙防止に取り組んでこられました。このエリアを条例による路上喫煙禁止地区に指定することにより、さらに取り組みを推進し、エリア内の安心・安全、きれいなまちづくりを進めていきたいと考えています。

一方、現在2025年日本万国博覧会(大阪・関西)の誘致に取り組んでいますが、これを幅広く国内外にアピールするためにミナミの玄関口と呼ばれる戎橋筋・心齋橋筋地域を禁止地区指定とすることにより、誘致に向けての推進力となればと期待しています。

以上のことから、戎橋筋・心齋橋筋地域を路上喫煙禁止地区に指定することを提唱します。

【経過】

平成 29 年 5 ～ 9 月 地元商店会・連合振興町会への意見聴取等
戎橋筋商店街振興組合 心齋橋筋商店街振興組合
宗右衛門町商店街振興組合 道頓堀商店会
御津連合振興町会 精華連合振興町会

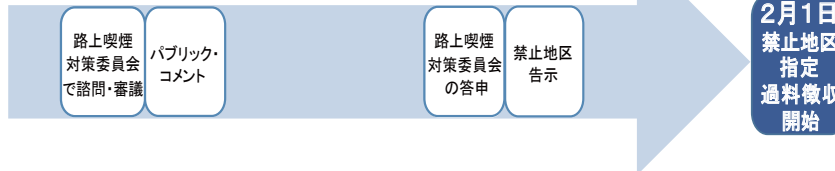
平成 29 年 9 月 11 日 路上喫煙実態調査

平成 29 年 11 月 8 日 大阪市中央区商店会連合会での意見集約

平成 29 年 12 月 5 日 中央区区政会議
中央区戎橋筋・心齋橋筋地域を禁止地区に指定することを決議

4 今後のスケジュールについて(予定)

H29		H30		H31											
12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	



5 路上喫煙禁止地区エリア図



- 凡 例
- 既設禁止区域(御堂筋)
 - 新設禁止区域(心齋橋筋～戎橋筋)